

令和元年度決算状況（決算カード） 財政用語解説

●普通会計

総務省で定める基準により、各地方公共団体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計をいいます。他団体との比較が同条件下でできることから、決算分析に広く活用されている会計区分です。決算カードに記載されている歳入、歳出額等は普通会計における決算額となります。

●市町村類型

地方公共団体は指定都市、中核市、特例市、特別区、市町村に分類され、小金井市が該当する市町村については、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）でさらに分類されます。

同じ市町村類型の地方公共団体を類似団体といい、人口と産業構造が類似している団体となります。

●交付税種地区分

地方公共団体の都市化の度合いを、昼間流出人口比率、経済構造、宅地平均価格指数等によって分類するための区分であり、普通交付税（5ページ参照）の算定に用いられます。

●翌年度に繰り越すべき財源

継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越の3つがあり、当該年度の小金井市においては繰越明許費がありました。繰越明許費とは歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すことです。

●実質収支

歳入歳出差引き額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた、実質的な収入と支出の差をいいます。

実質収支＝形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度に繰り越すべき財源

●単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことをいいます。

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

●積立金

当該年度における財政調整基金への積立額です。財政調整基金とは年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するための基金です。

●積立金取崩額

当該年度における財政調整基金の取崩額です。

●実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、赤字要素（積立金取崩額）を差し引いたものです。

実質単年度収支＝単年度収支＋積立金＋繰上償還金－積立金取崩額

●事務の共同処理の状況

小金井市が構成市となっている一部事務組合や広域連合を記載しています。一部事務組合とは普通地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、広域連合とは広域にわたり処理することが適切であると認められるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける特別地方公共団体です。

●基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定するものです。

●基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものです。

●標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

●財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額

●実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合で、実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。

実質収支比率＝実質収支÷標準財政規模

●公債費負担比率

地方公共団体における公債費(6ページ参照)による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

●經常収支比率

地方税など經常的に入ってくる収入が、義務的で固定的に支出される経費(人件費・扶助費・公債費等)にどれだけ使われているかを示したものです。数値が低いほど、財政の弾力性・自由度があります。

經常収支比率＝經常経費充当一般財源等÷經常一般財源等

●**地方債現在高**

当該年度末時点における地方債(6ページ参照)の現在高です。

●**債務負担行為翌年度以降支出予定額**

債務負担行為により翌年度以降に支出が予定されている額です。債務負担行為とは数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証または損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為です。

●**積立金現在高**

当該年度末時点における基金積立金の現在高です。基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるものです。

●**積立基金取崩額**

当該年度における基金の取崩額です。

●**収益事業収入**

東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合の経営活動に伴い発生した事業収入のうち小金井市に配分された額です。

●**健全化判断比率**

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準または財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければなりません。

()内の数値は早期健全化基準です。

●**実質赤字比率**

一般会計等の実質赤字の比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。赤字額がない場合は「-」と表示します。

●**連結実質赤字比率**

全ての会計の実質赤字の比率です。全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

赤字額がない場合は「-」と表示します。

●**実質公債費比率**

公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率です。地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

●**将来負担比率**

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率です。地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

●歳入

○地方税

市民の皆様から納めていただく市の税金です。市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・都市計画税があります。

○地方譲与税

徴収の利便性等の観点から、一旦国税として徴収された後に譲与されるもので、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税等があります。地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税は市町村道の面積や延長を基準として譲与されますが、森林環境譲与税は私有林人工林面積や林業就業者数、人口を基準として譲与されます。

○利子割交付金

利子課税20%は、所得税(国税)15%と利子割(都税)5%として徴収されます。利子割の一部が個人都民税の取扱額を基準として交付されます。

○配当割交付金

配当課税のうち都税として徴収された一部が個人都民税の取扱額を基準として交付されます。

○株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得課税のうち都税として徴収された一部が個人都民税の取扱額を基準として交付されます。

○地方消費税交付金

消費税のうち標準税率では10分の2、軽減税率では8分の1、76が地方消費税として徴収され、人口や従業者数等を基準として交付されます。

○自動車取得税交付金

都に納付された自動車取得税の約70%が道路の面積や延長を基準として交付されます。

○自動車税環境性能割交付金

都に納付された自動車税環境性能割の44.65/100が道路の面積や延長を基準として交付されます。

○地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金です。令和元年度はこれに加え環境性能割の臨時的軽減に伴う減収補填及び幼児教育の無償化の実施に要する経費に対する臨時交付金も含まれています。

○地方交付税

地方公共団体によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金をいいます。国税3税(所得税、酒税、法人税)に消費税、地方法人税を加えた5税が原資となっています。

交付税には、市町村が標準的な行政を行うために財源を保障するために交付される普通交付税と各市町村の特殊事情によって生じた財政需要を補うための特別交付税があります。

○交通安全対策特別交付金

地方公共団体が道路交通安全施設の整備を行う経費に充てるため、交通反則金を交通事故発生件数等を基準として交付されます。

○分担金及び負担金

分担金は地方公共団体が一部や特定の者に対し特に利益のある事務事業を行う場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するもので、負担金は一定の事務事業について特別の利害関係がある者から、その事業に必要な経費を受益の程度に応じて徴収するものです。

○使用料

地方公共団体が所有または管理している施設を利用する時に納付されるものです。納付された使用料はその施設を維持、管理するための経費の財源となります。

○手数料

地方公共団体が特定の人のために行う行政サービスの対価として納付されるものです。納付された手数料はその行政サービスを行うための経費の財源となります。

○国庫支出金・都支出金

地方公共団体が行う事務事業に対して、何らかの必要性に基づいて、国(都)が経費の一部または全部を支出するものです。その性格により、負担金、補助金、委託金に区分されます。

○財産収入

地方公共団体が所有する財産等を貸し付ける事によって生じる対価や基金の運用収入等の財産運用収入と財産を売払うこと等により生じる財産売払収入があります。

○寄附金

地方公共団体に対する金銭の無償譲渡のことをいいます。寄附金の用途を指定しない一般寄附金と用途を指定した指定寄附金があります。

○繰入金

一般会計、特別会計、基金の間において相互に資金運用の方法として、各会計等の経理する資金を他の会計で受け入れる時の収入をいいます。

○繰越金

前年度の決算で生じた余剰金を、次年度の歳入に編入する時の収入をいいます。

○諸収入

他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目で普通預金の利子等様々な収入があります。

○地方債

道路整備や学校建設など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借入れする資金のことです。道路や公共の建物などは、将来にわたって利用に供されることから、次世代の方にも費用を負担していただくという意味で、世代間の公平性という観点からも地方債を財源とすることができるとされています。

●経常一般財源等

経常的な収入のうち、一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をいいます。

●性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができます。

●義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費です。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっています。

○人件費

職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費です。

○扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。

○公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費です。

○物件費

物財調達のための一切の経費(賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費等)です。

○維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費です。

○補助費等

他の地方公共団体や国、法人、個人等に対する支出等の経費です。

○積立金

特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てる経費です。

○投資及び出資金

地方公共団体が財産を有利に運用するための手段として国債・地方債を取得する場合や公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得したり、新たに共同して株主となる場合等に支出する経費です。

○貸付金

地方公共団体が直接または間接的に地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付けに要する経費です。

○繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費です。

○投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成される経費です。

●充当一般財源等

当該性質区分に充当された一般財源等(6ページ参照)の額です。

●経常経費充当一般財源等

充当一般財源等のうち、経常的な経費に充当された額です。

●目的別歳出

経費の行政目的に着目した歳出の分類であり、下記の経費等に大別することができます。

○議会費

議会の活動にかかる経費です。

○総務費

全般的な事務や市の総合計画づくり、財産管理、統計、税の課税や徴収などの事務にかかる経費です。

○民生費

高齢者、障がい者、児童、幼稚園などを対象とした福祉事業にかかる経費です。

○衛生費

病気予防のための各種検診や環境対策、ごみ処理などにかかる経費です。

○**労働費**

失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費です。

○**農林水産業費**

農林水産業の振興や農・林道の整備、漁港整備などにかかる経費です。

○**商工費**

商工業の振興、観光事業にかかる経費です。

○**土木費**

道路、公園、河川の整備、都市計画などにかかる経費です。

○**消防費**

火災予防や消火・救急救助活動などにかかる経費です。

○**教育費**

小中学校、社会教育活動、図書館、スポーツ振興などにかかる経費です。

○**公債費**

地方債の返済にかかる経費です。